



マイナンバー制度 始まりました

10月5日付けで、外国人を含む住民登録のある全ての人に12桁の番号(マイナンバー)が付番されました。順次、マイナンバーが記載された「通知カード」が発送されて、おおむね11月末までに簡易書留郵便(転送不可)で、住民登録の世帯ごとに届く見込みです。行政手続等で必要となりますので、大切に保管してください。



▲通知カードの見本(表)

「通知カード」と一緒に送られてくるもの

- ①宛名台紙
- ②個人番号カード交付申請書・返信用封筒
- ③説明用パンフレット

※国から各郵便局への差出状況については、個人番号カード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp>) をご覧ください。

「マイナンバーの利用は…」

行政手続等におけるマイナンバーの利用は平成28年1月1日から、利用できるのは、雇用保険・医療保険の手続き、生活保護や児童手当の給付、確定申告の手続きなど法令等により限定されています。順次、窓口等でマイナンバーの提供を求めることがあります。

また、民間事業所でも、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続き、源泉徴収等でマイナンバーを取り扱うことになり、勤務先からマイナンバーの提供を求められることがあります。

マイナンバーは、法律で定められた目的以外で利用や提供を行うことはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰の対象となる場合があります。

また、民間事業所でも、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続き、源泉徴収等でマイナンバーを取り扱うことになり、勤務先からマイナンバーの提供を求められることがあります。

通知カード・個人番号カードに関する問い合わせ

- 郵便局から各世帯への配送状況について
個人番号カードコールセンター
☎0570-783-578 (平日:午前8時30分~午後10時、土日祝:午前9時30分~午後5時30分)
 - 市の「通知カード」等問い合わせ専用電話
☎0570-078-614 (平日の午前8時30分~午後5時15分)
- ※各種手続等におけるマイナンバーの取り扱いについては、各担当課にお尋ねください。

マイナンバー制度についての問い合わせ

- マイナンバーコールセンター
☎0570-20-0178 (有料)
- マイナンバーポータルサイト
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

不審な電話や勧誘に注意!

マイナンバー制度の施行に便乗して、行政機関の職員を名乗り、マイナンバーや口座番号、資産等の個人情報聞き出すとする不審な電話等が各地であり、

他県において詐欺被害も発生しています。むやみにマイナンバーや個人情報他人に教えることがないように注意してください。

不審な電話はすぐに切り、「なりすまし」の郵便、メール、訪問等には十分注意し、少しでも不安を感じたら、生活情報センター(☎9833-8400)や八幡警察署(☎981-0110)等に相談してください。

11月11日は「介護の日」

「介護の日」(11月11日)にちなんで、講演会と個別相談を実施します。申込不要、入場無料、どなたでも参加していただけます。介護について考えるきっかけにしましょう。

▽日時 11月29日(日)午後1時~4時(開場午後12時30分)

▽場所 文化センター小ホール

▽内容
講演①「在宅なんか怖くない」講師・小川智さん(小川医院院長)
講演②「今日から始める介護・介護予防」講師・吉見誠さん(八幡中央病院理学療法士)

11月29日(日)

講演会と個別相談を実施

誠さん(八幡中央病院理学療法士)にちなんだ、講演会と個別相談を実施します。申込不要、入場無料、どなたでも参加していただけます。介護について考えるきっかけにしましょう。

▽日時 11月29日(日)午後1時~4時(開場午後12時30分)

▽場所 文化センター小ホール

▽内容
講演①「在宅なんか怖くない」講師・小川智さん(小川医院院長)
講演②「今日から始める介護・介護予防」講師・吉見誠さん(八幡中央病院理学療法士)

熱損失防止改修工事 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額します。

【減額される要件】
▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
▽平成28年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要する費用の合計が50万円を超えるもの。

①窓の断熱改修工事(必須)

②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事

【減額の期間と範囲】
改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額。

【手続き】
改修工事後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。

◆問い合わせ 課税課

市職員が出前講座(後期分)

市職員が講師となり、市民団体やグループ等の会議や会合などに出向き、行政の仕組みや事業、施策など市民の皆さんの暮らしに役立つ身近なテーマに沿ってお話しする「出前講座」を行っています。今年度後期分(12月1日から)の出前講座は表のとおり。なお、「マイナンバー制度について」は、11月1日より開設します。講座の所要時間は意見交換を含めて1時間程度です(無料)。

▽利用できる団体
市内に居住または勤務する人で構成する団体。最低開催人数は10人です。
※会場の手配や開催のお知らせ、当日の進行は、申し込まれた団体でお願いします。
◇申し込み(依頼)
希望される団体は、開催日1カ月前までに(マイナンバー制度については随時)、申込書(市民協働推進課等に設置。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、市民協働推進課へ。
◆問い合わせ 市民協働推進課

マイナンバー制度について	高齢者医療制度について
第4次八幡市総合計画について	都市計画について
広報やわたについて	地域整備とまちづくり
個人情報保護制度と情報公開制度について	橋の維持管理について
消費生活について	下水道の維持管理について
八幡市の財政状況について	火災予防の対応策等について
防災について	救急救命について
避難所運営について	上水道について
戸籍について	生涯スポーツについて
人権問題について	早わかり八幡の歴史(通史)
女性の人権について	八幡神領の構成と安居神事
環境問題について	江戸時代の上津屋村
動物の愛護及び管理について	幕末・明治の八幡
プラスチック製容器包装回収の取り組みについて	八幡の地名考
八幡市観光基本計画について	橋本の渡しと上津屋の渡し
障がい福祉について	美濃山新開の成立
児童虐待について	生活に図書館を!
介護保険制度について	「子どもの読書」どうしたら?
認知症サポーター養成講座	地方議会について
健康クイズ	選挙について
国民健康保険について	